

京都府土地改良事業団体連合会 会員支援事業交付金交付要領

平成 18 年 7 月 19 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 10 月 1 日
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

- 第 1 京都府土地改良事業団体連合会会員支援事業(以下「会員支援事業」という。)は、会員支援事業交付金交付要綱 (以下「要綱」という。)によるほか、この要領によるものとする。
- 第 2 要綱第 2 に定める「交付金の交付の対象となる事業」は、別表のとおりとする。
- 第 3 要綱第 3 に規定する「別に定める交付率」及び「別に定める額」は、別表のとおりとする。
- 第 4 要綱第 4 に規定する「別に定める期日」は、次のとおりとする。
- ① ②及び③以外 事業実施前年度の 1 1 月 3 0 日
 - ② 別表の区分「土地改良施設支援」 事業実施前年度の 6 月 3 0 日
 - ③ 別表の区分「緊急支援」 随時
 - ④ 別表の区分「その他支援 特認」 随時
- 第 5 要綱第 4 に規定する「事業計画書」は、別記第 1 号様式のとおりとする。ただし、第 4 ①に定める期日以外に提出する「その他支援 特認」は、緊急に行うことが必要とする資料を併せて添付すること。
- 第 6 要綱第 5 に規定する「交付申請書」は、別記第 2 号様式、「収支予算書」は、別記第 3 号様式とする。
- 第 7 要綱第 5 に規定する「その他の書類」は、別表のとおりとする。
- 第 8 要綱第 5 に規定する「別に定める期日」は、別表のとおりとする。
- 第 9 要綱第 6 に規定する重要な変更とは、実施内容の 3 0 % 以上の変更もしくは交付金の増額を伴うものをいう。
また、「変更の内容及び理由を記載した書類」は、別記第 5 号様式とする。

第10 要綱第7に規定する「実績報告書」は、別記第8号様式、「収支精算書」は、別記第9号様式とする。

なお、実績報告書は、原則事業完了後1箇月以内または事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに提出する。

第11 要綱第7に規定する「事業報告書」は、事業計画書に準じたものとする。

第12 要綱第7に規定する「その他の書類」は、別表のとおりとする。

第13 会員支援事業の取扱細則は、別表のとおりとする。

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 本要領は、平成18年8月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

2 平成18年度においては、「京都府21世紀土地改良区創造運動支援事業補助金交付要綱」及び「土地改良施設管理構想策定推進支援事業補助金交付要綱」に基づき申請のあったものは、本要領の適用を受けるものとする。

3 本要領は平成29年4月1日から適用する。

4 本要領は令和7年4月1日から適用する。

5 本要領は令和7年10月1日から適用する。

6 本要領は令和8年4月1日から適用する。